



公告

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条の規定により、長野県土地利用基本計画を次のとおり変更しました。

平成22年3月25日

長野県知事 村井 仁

長野県土地利用基本計画

土地利用基本計画策定の趣旨

土地利用基本計画（以下「基本計画」という。）は、長野県の区域における国土（以下「県土」という。）について、適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条の規定により、国土利用計画（全国計画及び県計画）を基本として策定しました。

基本計画は、国土利用計画法に基づく土地取引規制及び遊休土地に関する措置、土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制その他の措置を実施するに当たっての基本となる計画です。すなわち、都市計画法（昭和43年法律第100号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、森林法（昭和26年法律第249号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）等（以下「個別規制法」という。）に基づく諸計画に対する上位計画として行政内部の総合的調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に、規制の基準としての役割を果たすものです。

第1 土地利用の基本方向

1 県土利用の基本方針

(1) 基本理念

県土は、現在と将来における限られた資源です。また、生活と生産を通ずる諸活動の共通の基盤でもあります。

したがって、県土の利用は、県民の理解と協力の下に、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的、文化的条件に配意して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行われなければなりません。

(2) 基本方向

県土利用に当たっては、急速に進行する少子高齢化と人口減少時代の到来等、社会経済の大きな転換期を迎えており、複雑な地形・地質、豊かで美しい自然環境、上流水源県という県土の特性に配慮しつつ、次のような基本的条件の変化を考慮する必要があります。

- ・ 市街地拡大の鈍化
- ・ 地目間の土地利用転換の鈍化
- ・ 自然災害の多発
- ・ 減災の視点や循環と共生の重視
- ・ 土地利用相互の関係性の深まり
- ・ 県土の管理水準の低下
- ・ 多様な主体の直接的・間接的なかかわりの拡大

このため、県土利用をめぐる基本的条件の変化を踏まえると、県土が限られた資源であることを前提として、基本方向を次のとおりとし、より良い状態で県土を次世代へ引き継ぐ「持続可能な県土管理」の実現を目指すものとします。

ア 土地需要の量的調整

土地需要の量的調整に関しては、「計画的かつ有効な県土利用」を図ることを基本とします。

このため、都市における土地の高度利用と低未利用地の有効利用を促進するとともに、農山村における農用地や森林の適正な保全と耕作放棄地の再生活用を進めるものとします。

特に、農用地、森林の宅地等への土地利用の転換については、復元の困難性や生態系をはじめとする自然の様々な循環系への影響を考慮し、慎重な配慮の下で計画的に行うものとします。

イ 県土利用の質的向上

県土利用の質的向上に関しては、「安全で安心できる県土利用」「循環と共生を重視した県土利用」「美（うるわ）しくゆとりある県土利用」を図ることを基本とします。

(7) 安全で安心できる県土利用

複雑な地形・地質の本県は、災害を受けやすいため、災害に対する地域ごとの特性を踏まえ、防災に加え減災の視点に立った適正な県土利用を基本として災害対策を進めるとともに、総合的な河川管理、森林の持つ県土保全機能の向上等を図ることにより、県土の安全性を総合的に高めていくものとします。

(i) 循環と共生を重視した県土利用

人間活動と自然のプロセスとが調和し、健全で恵み豊かな自然環境を次世代に継承することのできる、持続可能な県土利用を進めていくことが重要です。

このため、生態系ネットワークの形成を通じた自然の保全・再生、地球温暖化防止、持続可能な資源循環型社会の形成等を進めていくものとします。

(ii) 美（うるわ）しくゆとりある県土利用

地域住民と自然との良好な関係の中で利用・保全されてきた里地里山のように、自然と一体となった文化的特質を失わない県土利用を進めるとともに、ゆとりある都市環境の形成、農山村における緑豊かな環境の確保、歴史的・文化的風土の保存、地域の自然的・社会的特性等を踏まえた個性ある景観の保全・育成や観光資源としての有効活用等を進めていくものとします。

ウ 県土利用の総合的なマネジメント

県土利用の総合的なマネジメントに関しては、地域の実情に即して諸問題に柔軟かつ能動的に取り組むことを基本とします。

(7) 土地利用の基本的な考え方についての合意形成

土地は次世代に引き継ぐかけがえのない共有財産です。このため、土地利用をめぐる様々な関係の深まりや多様な主体のかかわりの増大を踏まえ、地域における県土利用の基本的な考え方についての合意形成を図るものとします。

(i) 土地利用のプロセスを管理する視点

土地利用に当たっては、慎重な利用転換、有効利用と適切な維持管理、再利用といった一連のプロセスを管理する視点をもって行うものとします。

(ii) 土地利用の広域性を踏まえた地域間の適切な調整

地域の実情に即して県土利用の諸問題に取り組む際、

土地利用が広範囲に及ぼす影響を踏まえ、地域間の適切な調整を図るものとします。

エ 新たな公共の担い手との連携・協働の促進

少子高齢化・人口減少による農林業の担い手不足等から県土の管理水準が低下している中で、個人、ボランティア・NPO、各種団体、企業等の新たな公共の担い手による県土管理への直接的・間接的なかかわりが期待されています。

このため、行政と行政以外の公共の担い手とが共通の目的意識と責任感を保ちながら、相乗効果を高められるよう連携・協働を進めていくものとします。

2 地域類型別の県土利用の基本方向

県土の利用に当たっては、国土利用計画（県計画）の区分に従い、都市、農山村、自然維持地域に類型化された地域において、それぞれの特性を踏まえた県土利用の質的向上を図るものとします。

(1) 都市

都市においては、中心市街地の空洞化や都市機能の拡散傾向がみられることから、拡散型から集約型都市構造への転換を進め、多様な都市機能がコンパクトに集約した、高齢者をはじめ誰もが暮らしやすい、歩いて暮らせるまちづくりを推進する必要があります。

このため、道路、公園、下水道等の都市施設や高度情報通信網等の整備を推進し、都市機能の向上を図りつつ、地域の特性を生かした個性あるまちづくりを進めるものとします。また、既成市街地においては、再開発等を推進し土地の高度利用と低未利用地の有効利用を図るとともに、市街化を図る必要がある区域においては、計画的に良好な市街地の整備を図るものとします。

さらに、住宅地、商業地等の適切な配置、景観への配慮、緑地空間や水辺空間の確保等により、環境への負荷の少ない都市構造の形成を図るとともに、オープンスペースの確保、ライフラインの多重化等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとします。

(2) 農山村

農山村は、農林業生産活動の停滞や集落機能の低下が懸念されており、活性化が求められています。

このため、道路網や下水道等の生活基盤と農林業の生産基盤の整備を一体的に推進し、優良農用地及び森林の確保と整備を図るとともに、耕作放棄地の解消と発生防止に努め、その有効利用を促進するものとします。

また、農林業の担い手の確保、農用地の利用集積、集落営農、都市住民の参加・協力等、多様な主体による農林業への参画を促進するものとします。

さらには、農地と宅地が混在する地域においては、農業生産環境と地域住民の生活環境が調和するよう計画的かつ適切な土地利用を図るものとします。

(3) 自然維持地域

自然維持地域は、原生的な自然や優れた風景地等を有することから、県土の生態系ネットワークを形成する上で中核的な役割を果たしています。

このため、適正な保全と管理の下で、自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図るものとします。

3 地域別の土地利用の基本方向

地域別の土地利用は、土地、水、自然等の資源の有限性を踏まえ、地域の振興を基調として、環境の保全に配慮しつつ、地域特性を生かした土地の有効利用を図り、県土の均衡ある発展を図ることを基本とします。

地域の区分は、本県の自然的、社会的、歴史的な過程等を考慮して、国土利用計画（県計画）の区分に従い、東信地域（佐久・上小地域）、南信地域（諏訪・上伊那・飯伊地域）、中信地域（木曽・松本・大北地域）、北信地域（長野・北信地域）の4地域に区分します。

(1) 東信地域

この地域は、本県の東部に位置し、北陸新幹線、上信越自動車道、建設中の中部横断自動車道等により、首都圏・日本海圏・太平洋圏との交通の結節点としての役割が期待されています。また、豊かな自然に恵まれた我が国有数の高原リゾートエリアであり、全国屈指の高原野菜の産地であるとともに、加工組立型産業・技術の集積等から地域に根ざした高付加価値型産業の創出が期待され、一層の発展が見込まれます。

このため、中部横断自動車道のインターチェンジ周辺をはじめ今後開発の可能性がある地域においては、周辺地域を含めた計画的な土地利用を図るものとします。また、産学官連携によるナノテクノロジーなど地域に根ざした高付加価値型産業の集積や感性価値を付加したものづくり産業の創出を図り、低未利用地の有効利用も考慮して、産業集積を進める上で必要な用地を確保するものとします。さらに、浅間山の火山対策等を通じて防災・減災のまちづくりを推進するものとします。

八ヶ岳や浅間山麓、菅平高原等を中心に冷涼な気候を生かして、レタス、はくさい、キャベツなど、全国屈指の産地として発展しています。近年は、レタスを海外へ輸出するなど、新たな取組も行われています。このため、今後も優良農用地を積極的に確保するとともに、耕作放棄地の解消と発生防止を図るものとします。また、八ヶ岳高原では、大規模な酪農経営が営まれていることから、自給飼料基盤に立脚した酪農経営を行う上でも採草放牧地の保全を図るものとします。

この地域は、千曲川の最上流域や全国有数の寡雨地域も存在することから、水源かん養や県土保全機能等の多面的機能を高度に発揮させるため、多様な主体の参加を促進しつつ、森林の整備と保全を図るものとします。特に、県内最大のカラマツ資源を有することから、この活用により林業・木材産業の振興を図るものとします。

また、浅間山、菅平高原等の上信越高原国立公園、千曲川源流域の秩父多摩甲斐国立公園、自然環境保全地域の天狗山等の豊かな自然に恵まれたこの地域は、軽井沢高原をはじめとする全国有数の高原リゾートエリアとなっていることから、自然環境の保全と観光資源としての活用を図るものとします。さらに、旧中山道、旧北国街道の街道・宿場や「信州の鎌倉」塩田平等の歴史的文化遺産の保全と活用を図るとともに、地域の景観上の特性や諸条件を踏まえたきめ細かい景観計画や地域住民等による協定等により、景観の保全・育成を図るものとします。

(2) 南信地域

この地域は、本県の南部に位置し、中央自動車道西宮線により首都圏、中京圏との交流が深く、伊那木曽連絡道路（権

兵衛トンネル)の開通により木曽地域との多面的な交流が進んでいます。また、世界に誇る加工組立型産業や園芸作物を中心とした農業が発展しています。今後、三遠南信自動車道の建設促進により、三河(愛知県)や遠州(静岡県)とを結ぶ南の玄関口としての役割が増大するとともに、リニア中央新幹線の整備により、一層の発展が見込まれます。

このため、国道153号伊那バイパス・伊南バイパス沿線をはじめ今後開発の可能性がある地域においては、周辺地域を含めた計画的な土地利用を図るとともに、飯伊地域においては定住自立構構想を踏まえた広域的な土地利用を図るものとします。また、産学官連携による新技術・新製品の開発を促進し、低未利用地の有効利用も考慮して、産業集積を進める上で必要な用地を確保するものとします。さらに、この地域の大部分が東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されていることから、防災・減災のまちづくりを推進するものとします。

八ヶ岳山麓では冷涼な気候を生かし、セルリー、キャベツ、カーネーションなどの高原野菜や花きが生産され、南アルプスと中央アルプスのふもとでは、水稻を中心に複合経営による野菜・果樹・花き生産に加え、県内でも有数の酪農・肉用牛の生産が行われるなど、多品目にわたる農業経営が展開されています。また、県内においてモデルとなる集落営農の取組が行われています。このため、今後も優良農用地を積極的に確保するとともに、耕作放棄地の解消と発生防止を図るものとします。さらに、農業体験と観光を合わせたワーキングホリデーや観光農園等、多彩なメニューのグリーンツーリズムへの取組が重要なことから、今後とも、都市農村交流を通じた農用地利用を推進するものとします。

伊那谷を中心に県内の3割を占める森林地域においては、その多面的機能を高度に発揮させるため、矢作川流域等での上下流域の住民や企業等多様な主体の参加による取組等を活用し、森林の整備と保全を図るものとします。また、地域材を活用した住宅づくりなど県産材の普及を図るとともに、未利用資源を活用した木質バイオマスの利用促進により、森林を支える山村地域の活性化を図るものとします。

南アルプス国立公園、八ヶ岳中信高原国定公園、天竜奥三河国定公園、中央アルプス県立公園といった多くの自然公園や八島ヶ原湿原等高層湿原を有するなど、豊かな自然に恵まれていることから、その適正な保全と観光資源としての活用を図ります。さらに、県内で初めて景観育成特定地区に指定された伊那市西箕輪地区や景観育成重点地域、景観育成住民協定等にみられるように、地域の美化や景観づくりに関する住民主体の活動と連携し、協働による地域づくりを進めるものとします。

(3) 中信地域

この地域は、本県の西部に位置し、北アルプスや安曇野の田園風景、松本城等の恵まれた観光資源を有した空の玄関口であり、電機・電子、情報等県内有数の産業集積と、野菜、果樹等バラエティーに富んだ農産物の主要産地で、県の中核的な地域となっています。今後、中部縦貫自動車道、松本糸魚川連絡道路や木曽川右岸道路等の整備により、一層広範囲な交流拡大と発展が見込まれます。

このため、中部縦貫自動車道・松本糸魚川連絡道路沿線をはじめ今後開発の可能性のある地域においては、周辺地域を含めた計画的な土地利用を図るものとします。また、産学官連携による新技術・新製品の開発を促進し、低未利用地の有効利用も考慮して、産業集積を進める上で必要な用地を確保するものとします。さらに、糸魚川-静岡構造線が存在していることから、防災・減災のまちづくりを推進するものとします。

北アルプスを望む地域では、豊かな自然条件や気温の日較差が大きいという気象条件を生かし、水稻を始め、りんご、レタス、すいか、ぶどうなどの園芸作物を中心に畜産、花きなどの生産が行われ、県内でも有数の農業地帯として発展しています。また、山間地では、はくさいなどの野菜と和牛肥育素牛の生産が行われています。このため、今後も優良農用地を積極的に確保するとともに、耕作放棄地の解消と発生防止を図るものとします。さらに、遊休農地を利用して都市部との交流を行う滞在型市民農園(クラインガルテン)の開設にいち早く取り組んできたことから、今後とも、都市農村交流を通じた農用地の積極的な活用を図るものとします。

県内の4割弱を占める森林地域においては、その多面的機能を高度に発揮させるため、人工林のヒノキやカラマツなどの製材品その他の林産物の生産や、水源地域としての木曽川上下流域の交流等多様な主体の参加による取組等を活用し、森林の整備と保全を図るものとします。また、森林セラピー基地「赤沢自然休養林」等は健康づくりや医療と連携した観光資源としての活用を図るものとします。

中部山岳国立公園の北アルプス、上高地、乗鞍や県立自然公園の御嶽山等の山岳景観、自然環境保全地域の姫川源流、南木曽岳、唐花見湿原、角間池等原生的な自然に恵まれていることから、その適正な保全を図るものとします。また、全国有数のスキー場、温泉地、上高地等知名度の高い観光地が数多くあり、塩の道古道等歴史的文化遺産の保全と合わせてそれらの活用を図るものとします。さらに、景観計画や地域住民等による住民協定等により、安曇野の田園風景や松本城の眺望に配慮したまちづくりなど、地域の特性に応じた景観の保全・育成を図るものとします。

(4) 北信地域

この地域は、県の北部に位置し、善光寺等文化的資源や志賀高原等の豊かな自然に恵まれ、機械、電機、食品をはじめとする製造業等多様な産業や文化機能が集積する、県都長野市を中心とした県の中核的な地域となっています。今後、北陸新幹線の長野-金沢間の開業や上信越自動車道の四車線化により人的・経済的な交流のさらなる拡大が期待され、一層の発展が見込まれます。

このため、長野駅周辺、飯山駅周辺等北陸新幹線沿線、上信越自動車道沿線をはじめ今後開発の可能性のある地域においては、周辺地域を含めた計画的な土地利用を図るとともに、地域内に残る「門前の町並み」など文化・歴史的環境を生かし、景観に配慮したまちづくりを推進するものとします。また、産学官連携による超精密・超微細部品を組み込んだ製品を生産する信州型スーパークラスターの形成を図り、低未利用地の有効利用も考慮して、産業集積を進める上で必要な用地を確保するものとします。さらに、千曲川の治水対策等を

通じて、防災・減災のまちづくりを推進するものとします。千曲川沿岸を中心に果樹栽培が行われており、りんご、ぶどう、もものは栽培面積、生産量とも県内第1位と、果樹を中心とした園芸作物の主要産地として発展しています。また、アスパラガス、エノキタケは全国屈指の生産量を誇っています。このため、今後も優良農用地を積極的に確保するとともに、耕作放棄地の解消と発生防止を図るものとします。さらに、姨捨の棚田をはじめとする恵まれた農村景観や観光資源を生かした体験型グリーンツーリズムの推進等への取組が行われていることから、今後とも、都市農村交流を通じた農用地の積極的な活用を推進するものとします。

森林地域においては、スギや広葉樹が多く、その資源を活用した林業・木材産業の振興を図るものとします。また、北部・西部の土砂災害の発生しやすい地域においては、地すべり対策事業等の災害対策を総合的に推進するとともに、豪雪がもたらすなだれ災害の抑制をはじめ県土の保全等多面的機能を高度に発揮させるため、多様な主体の参加を促進しつつ、森林の整備と保全を図るものとします。さらに、森林の癒し効果を体験する森林セラピー基地が県内8か所（森林セラピーロードを含む。）のうち4か所であることから、長野・新潟県境を縦走する信越トレイルを含め、観光資源として有効活用を図るものとします。

この地域には、上信越高原国立公園に指定されている苗場山・志賀高原一帯の高層湿原、自然環境保全地域の逆谷地湿原など県内の7割を占める原野が存在しています。また、鍋倉山・奥裾花渓谷等のブナの原生林等豊かな自然にも恵まれていることから、その適正な保全を図るとともに、地域の景観上の特性や諸条件を踏まえたきめ細かい景観計画や地域住民等による協定等により、景観の保全・育成を図るものとします。さらに、オリンピック・パラリンピックの開催、エムウェーブ・スパイラルのナショナルトレーニングセンター指定を契機にさらなるスポーツ振興を図るとともに、多くの温泉やスキー場を有していることから、これらの観光資源としての活用を図るものとします。

4 土地利用の原則

土地利用は、土地利用基本計画図に図示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域ごとにそれぞれ次の原則に従って適正に行われなければならないものとします。なお、五地域のいずれにも属さない地域においては、当該地域の特性及び周辺地域との関連等を考慮して五地域いずれかに属するよう適正な土地利用を図るものとします。

(1) 都市地域

都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し及び保全する必要がある地域です。

都市地域の土地利用については、良好な都市環境の確保・形成及び機能的な都市基盤の整備等に配慮しつつ、既成市街地の整備を促進します。

ア 市街化区域（都市計画法第7条第1項による市街化区域をいう。以下同じ。）及び用途地域（都市計画法第8条第1項第1号による用途地域のうち市街化区域内のものを除く用途地域をいう。以下同じ。）においては、今後新たに必要とされる宅地を計画的に確保、整備することを基本とします。また、安全性、快適性、利便性等を十分配慮した

市街地の開発、交通体系の整備、上下水道その他の都市施設の整備を計画的に推進するとともに、当該地域内の樹林地、水辺地等の自然的環境については、積極的に保全を図り、自然と人が共生する緑豊かな生活環境を創出するものとします。

イ 市街化調整区域（都市計画法第7条第1項による市街化調整区域をいう。以下同じ。）においては、特定の場合を除き、都市的な利用を避け、良好な都市環境を保持するための緑地等の保全を図るものとします。

ウ その他の都市地域（上記「ア 市街化区域及び用途地域」及び「イ 市街化調整区域」以外の都市地域をいう。以下同じ。）においては、土地利用の動向を踏まえ、環境及び農林地の保全に留意しつつ都市的な利用を認めるものとします。

(2) 農業地域

農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域です。

農業地域の土地利用については、農用地が食料自給率の向上や農産物の安定供給のための国民の最も基礎的な資源であるとともに、農業生産活動を通じて発揮される、県土保全、水源のかん養等の多面的機能を有していることを考え合わせると、現況農用地は極力その保全と有効利用を図るものとします。

また、耕作放棄地については、所有者による適切な管理に加え、多様な主体の参加を促進することにより、再生活用を図るものとします。

ア 農用地区域

農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号による農用地等として利用すべき土地の区域をいう。以下同じ。）においては、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることを考え合わせると、土地改良、農業用排水施設等の農業基盤の整備を計画的に推進するとともに、他用途への転用は行わないものとします。

イ その他の農業地域

その他の農業地域（農用地区域以外の農業地域をいう。以下同じ。）においては、農業生産力の高い農用地、集団的に存在している農用地、又は農業に対する公共投資の対象となった農用地の転用は原則として行わないものとします。ただし、都市計画等農業以外の土地利用計画との調整が整った場合には、その転用は調整された計画等を尊重するものとします。

(3) 森林地域

森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興及び森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域です。

森林地域の土地利用については、林産物の供給をはじめ、県土保全、水源のかん養等森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されることが国民生活の安定に欠くことができないものであることを考え合わせると、必要な森林の確保を図るとともに、森林の有する機能が高度に発揮されるよう、多様な主体の参加を促進しつつ、その整備と保全を図るものとします。

ア 保安林

保安林（森林法第25条第1項及び第25条の2第1項によ

- る保安林をいう。以下同じ。)においては、県土保全、水源かん養、生活環境の保全等の諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであることを考え合わせると、適正な管理を行うとともに、他用途への転用は行わないものとします。
- イ その他の森林地域
 その他の森林地域(保安林以外の森林地域をいう。以下同じ。)においては、多面的機能の維持増進を図るために、適正な管理を行うものとし、林地の保全に特に留意すべき森林、施業方法を特定されている森林、水源として依存度の高い森林、優良人工造林地、又はこれに準ずる天然林等の機能の高い森林については、他用途への転用を避けるものとします。
- なお、森林を他用途へ転用する場合には、その多面的機能の維持を図るとともに、生物多様性保全のため、生態系ネットワークの維持に十分配慮するものとします。
- (4) 自然公園地域
 自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域です。
 自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然の風景地であり、その利用を通じて県民の保健、休養及び体験学習等のふれあいの場に資するものであることを考え合わせると、優れた自然の保護とその適正な利用を図るものとします。
- ア 特別保護地区(自然公園法第14条第1項による特別保護地区をいう。以下同じ。)においては、その指定の趣旨に即して景観の敵正な維持を図るものとします。
- イ 特別地域(自然公園法第13条第1項又は長野県立自然公園条例(昭和35年長野県条例第22号)第7条第1項の特別地域をいう。以下同じ。)においては、その風致の維持を図るべきものであることを考え合わせると、都市的利用、農業的利用等を行うための開発は極力避けるものとします。
- ウ 普通地域(自然公園法第26条第1項又は長野県立自然公園条例第20条第1項の普通地域をいう。以下同じ。)においては、都市的利用又は農業的利用を行うための大規模な開発その他自然公園としての風景地の保護に支障を来たすおそれのある土地利用は極力避けるものとします。
- (5) 自然保全地域
 自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域です。
 自然保全地域の土地利用については、自然環境が人間の健康的で文化的な生活に欠くことのできないものであることを考え合わせると、広く県民が、その恩恵を享受するとともに、将来の県民に自然環境を継承することができるよう積極的に保全を図るものとします。
- ア 特別地区(自然環境保全法第25条第1項又は長野県自然環境保全条例(昭和46年長野県条例第35号)第10条第1項による特別地区をいう。以下同じ。)においては、その指定の趣旨を考え合わせると、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとします。
- イ 普通地区(自然環境保全法第28条第1項又は長野県自然環境保全条例第12条第1項による普通地区をいう。以下同じ。)においては、原則として土地の利用目的を変更しないものとします。

第2 土地利用の調整に関する事項

- 1 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針
 都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域のうち2地域が重複している地域においては、次に掲げる調整指導方針に即し、また、3以上の地域が重複する地域においては、次に掲げる調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向等を考慮して、第1の2に掲げる地域類型別の県土利用の基本方向及び第1の3に掲げる地域別の土地利用の基本方向に沿った適正かつ合理的な土地利用を図るものとします。
- (1) 都市地域と農業地域とが重複する地域
 ア 市街化調整区域又はその他の都市地域と農用地区域とが重複する場合
 農用地としての利用を優先するものとします。
- イ 市街化調整区域又はその他の都市地域とその他の農業地域とが重複する場合
 土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとします。
- (2) 都市地域と森林地域とが重複する地域
 ア 都市地域と保安林の区域とが重複する場合
 保安林としての利用を優先するものとします。
- イ 市街化区域及び用途地域とその他の森林地域とが重複する場合
 原則として、都市的な利用を優先するものとしますが、緑地としての森林の保全に努めるものとします。
- ウ 市街化調整区域又はその他の都市地域とその他の森林地域とが重複する場合
 森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認めるものとします。
- (3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域
 ア 市街化区域及び用途地域と自然公園地域とが重複する場合
 自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら、都市的利用を図っていくものとします。
- イ 市街化調整区域又はその他の都市地域と特別地域とが重複する場合
 自然公園としての保護及び利用を優先するものとします。
- ウ 市街化調整区域又はその他の都市地域と普通地域とが重複する場合
 兩地域が両立するよう調整を図っていくものとします。
- (4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域
 ア 市街化調整区域又はその他の都市地域と特別地区とが重複する場合
 自然環境としての保全を優先します。
- イ 市街化調整区域又はその他の都市地域と普通地区とが重複する場合
 兩地域が両立するよう調整を図っていくものとします。
- (5) 農業地域と森林地域とが重複する地域
 ア 農業地域と保安林の区域とが重複する場合
 保安林としての利用を優先するものとします。
- イ 農用地区域とその他の森林地域とが重複する場合

- 原則として、農用地としての利用を優先するものとしますが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとします。
- ウ その他の農業地域とその他の森林地域とが重複する場合 森林としての利用を優先するものとしますが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとします。
- (6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域
- ア 農業地域と特別地域とが重複する場合 自然公園としての保護及び利用を優先するものとします。
- イ 農業地域と普通地域とが重複する場合 両地域が両立するよう調整を図っていくものとします。
- (7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域
- ア 農業地域と特別地区とが重複する場合 自然環境としての保全を優先するものとします。
- イ 農業地域と普通地区とが重複する場合 両地域が両立するよう調整を図っていくものとします。
- (8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域 両地域が両立するよう調整を図っていくものとします。
- (9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域 両地域が両立するよう調整を図っていくものとします。
- 2 特に調整を要する地域での留意事項
- 土地利用の転換は、復元の困難性や生態系をはじめとする自然の様々な循環系への影響に十分留意した上で、人口や産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して、適正に行なうことが求められています。
- このため、市町村においては、地域住民の意向等、地域の実情を踏まえるとともに、市町村の基本構想等、地域づくりの計画との整合を図るものとします。また、県においては、土地利用が広範囲に及ぼす影響を踏まえ、市町村間の土地利用の整合を図るものとします。
- こうした中、地域が直面している土地利用に係る課題について、特に調整を要する留意事項は、次のとおりです。
- (1) 耕作放棄地の増加への対応
- 少子高齢化や人口減少による担い手の不足等から増加する耕作放棄地への対応が求められています。
- このため、農用地として再生活用できるものについては、生産のための基盤整備や農業の担い手への利用集積の促進等により、有効活用を図るものとし、既に森林化しており、農用地としての活用が困難なものについては、計画的に森林地域等へ変更し、適正な土地利用を図るものとします。
- (2) 農用地における幹線道路沿いの開発への対応
- 商業施設等の出店圧力が高まる都市郊外の幹線道路の沿道においては、自然豊かな田園風景や住み良い地域環境等に及ぼす影響が懸念されています。
- 特に、優良農用地を通過する幹線道路の沿道においては、農用地の集団化、農作業の効率化等に支障を来すことのないよう十分な配慮が求められています。
- このため、農用地の利用転換に際しては、農業的利用と都市的利用の視点から、具体的には、食料生産の確保、農業経営の安定、地域の農業と景観等に及ぼす影響と、地域の実情に応じた開発の必要性について、沿道の土地利用を規制・誘

導する調整方針を立て、適正な土地利用を図るものとします。

(3) 地域間の土地利用への対応

地域においては、個性、多様性や住民の意向を生かしつつ、地域間の機能分担と交流・連携を促進し、地域の活性化と自立的な発展が求められています。

このため、大規模な土地利用の転換については、その影響が広範囲に及ぶことから、周辺地域も含めて事前に十分な調査と調整を行い、県土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用を図るものとします。

特に、厳しい開発制限を伴う市街化調整区域に比べ、隣接した土地利用規制の緩やかな地域においては開発圧力が高まることが予想されるため、隣接する地域の間で一体的な土地利用が図られるよう都市的利用と農業的利用等との調整を行い、厳格な規制・誘導を伴う適正な土地利用を図るものとします。

企画課土地対策室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年3月25日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成22年3月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人エコライフ・プロジェクト信州

3 代表者の氏名

片桐 治

4 主たる事務所の所在地

長野市大字鶴賀緑町1116番地3

5 定款に記載された目的

この法人は、中高齢者及び次世代を担う会員が主体となり、会員が有する多様なスキル、ノウハウを活用し、地域社会のなかで環境保全、健康長寿、情報通信等に関する各種施策を展開することにより、日常生活の中での環境保全への取り組み、健康で安全、安心し生活できる社会の構築、地域での生活に役立つ携帯電話を活用した情報通信施策の展開等の事業を行い、地域の人々が健康で安全、安心な生活が出来るよう地域社会の活性化を図る等、地域密着型の施策を展開することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室